

金額の訂正は認められません

様式第4号

# 借 用 証 書

	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金	¥	2	0	0	0	0	0	0

上記金額を群馬県市町村職員共済組合貸付規則（以下「規則」という。）及び群馬県市町村職員共済組合貸付施行細則（以下「細則」という。）を承知の上、次の条件により借用しました。

### 1. 貸付けの種類

普通    住宅    在宅介護    災害    特別    高額医療    出産

### 2. 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付け

- (1) 利率は年 1.26 パーセントとし、規則に規定する貸付利率に変動が生じた場合にあっては変動後の利率を適用する。
- (2) 貸付金及び利息は、規則第14条の規定により、令和●●年▲▲月から◆◆年■月までに所定の償還表により（毎月・賞与単独・賞与併用）元利均等償還する。ただし、修学貸付の利息は、貸し付けた月の翌月から支払うものとする。

### 3. 高額医療貸付及び出産貸付

- (1) 貸付金に対する利息は無利息
- (2) 貸付金の償還は高額医療、出産又は家族出産の給付金等支給の際償還する。
4. 借受人に次の事由が生じたときは、理事長からの即時償還命令により期限の利益を失う。
- (1) 組合員の資格を失ったとき。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
- (3) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- (4) その他規則及び細則に違反したとき。
5. 前項の定める事由のほか、破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続があったときは、何らの通知催告を要せず期限の利益を失う。
6. 借受人は、前2項の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元利金を直ちに償還できないときは、地方公務員等共済組合法第48条及び第115条に基づき給与（退職手当を含む。）又は年金等の給付金から未償還元利金を弁済する。
7. この貸付けについて、訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず群馬県市町村職員共済組合の住所地の裁判所をもってその管轄とする。
8. この貸付けについて、公正証書を作成する必要が生じ、その作成の要求があったときは、いかなる場合でもその要求に応ずる。
9. 未償還元利金の一括償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保全するため、貸付けに係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会が保険契約を締結した保険会社に提供することをあらかじめ同意する。

群馬県市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

所属所名 ○△市

借受人 現住所 前橋市元総社町33-8

氏名 共済 太郎

共済 太郎

高額医療貸付・出産貸付の場合は記入しないでください

捨印  
共済 太郎

該当する貸付種類に☑印及び償還方法に、○印を記入してください。

貸付けの種類に応じた利率を記入してください

日付は記入しないでください

印鑑登録証明書の印を押印してください

- (注) 1. 金額の訂正は認められません。
2. 該当貸付種類に☑印を、該当償還方法に○印を記入してください。
3. 日付欄は記入しないでください。
4. 本書の記入は黒色ボールペンを使用してください。